

保健だより

No.1 令和 4年 4月 12日
倉敷市立黒崎中学校 保健室

進級・入学おめでとう



1年生のみなさん、入学おめでとうございます。新生活に期待があふれる一方、初めてのことや覚えなければいけない事が多く、あわただしい日々が続きます。無理をせず、今の環境にあった生活リズムを固めて行ってください。

新しい環境、新しい人間関係は、自分が感じる以上に心身の疲れを呼び込みます。しっかり寝て、しっかり食べるなどの生活習慣を整えて自分のペースを作っていきましょう。

健康診断が始まります

健康診断をするのは

- ①身体がどのように、どのくらい成長したか調べる
 - ②身体に異常や病気がないかどうか調べる
 - ③身体について学び、より健康的な生活につなげる
- という目的があります。検診のある日に向け、体調管理をしていきましょう。また、必要な書類も必ず期限までに提出してください。

学校医の先生

- (内科) 山岡秀樹先生、中塚繁治先生
- (歯科) 岡田良司先生
- (眼科) 木村大作先生
- (耳鼻科) 古城靖先生
- (薬剤師) 柴田敏典先生



よろしくお願ひします。

☆検診の注意事項☆

- ・身体計測は体操服で測定します。また、眼鏡・コンタクトレンズを使用している人は、持ってきてきましょう。
- ・内科検診も体操服で診察します。
- ・尿検査の日は、採った尿を忘れないようにしましょう。
- ・何か気になることがあれば、養護まで相談してください。

健康診断の日程

月	日	内容
4月	14日(木)	身体計測3校時
	20日(水)	尿検査(一次)
	21日(木)	内科検診13:30~
5月	9日(月)	心電図(1年生のみ)9:00~
	24日(火) 25日(水)	尿検査(二次)
6月	7日(火)	耳鼻科・眼科検診13:30~
	9日(木)	歯科検診13:20~

☆養護助教諭の高山彩愛です。

今年度から、黒崎中学校に着任しました。みなさんの心と体の健康を守るべく、がんばります。どうぞよろしくお願いいたします。

保健室のきまり



☆こんな時は保健室をどうぞ☆

- ・学校でけがをした ・体調が悪くなってしまった ・悩み事がある
- ・健康に関する事で心配なこと、知りたいことがある

☆保健室のルール☆

- ・授業の途中で保健室に行きたい時や、次の授業に出るのが難しい場合は、必ず教科か担任の先生に伝えてから保健室に行きましょう。
- ・保健室は、体調の悪い人が一時的に休養するところです。そのため、休養できるのは原則1時間です。症状が回復しない場合は、早退を勧める場合もあります。(新型コロナウイルス感染症対策のため発熱や風邪症状がある場合は休養せずに早退になります。)
- ・付き添いは保健委員がしましょう。
- ・保健室に置いてある備品(身長計など)を使いたい時は、養護の先生に許可をもらってから使いましょう。

<保護者の方へ>

1. 出席停止について

学校安全保健法により、お子様が次のような「学校において予防すべき感染症」(以下学校感染症)にかかった場合、集団への感染を避けるために、一定の期間、登校できなくなります(欠席ではなく、出席停止扱いです)。

医師により「学校感染症」と診断されたら、すぐに学校へ連絡してください。必要な書類を準備します。また、**登校を再開するには、医師による治癒証明書が必要**です。

<出席停止になり、治癒証明書が必要になる主な学校感染症>

百日咳、麻疹(はしか)、風しん、水痘(水ぼうそう)

結核、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)等

★治癒証明書が不要なもの

- ⇒ ①新型コロナウイルス関連の欠席(陽性者、濃厚接触者、感染を懸念した登校自粛、症状があるとき)
- ②インフルエンザ

※新型コロナウイルス対策のため、発熱等の風邪症状がある場合は出席停止にしています。

※インフルエンザになった際は、再登校の時は**インフルエンザ罹患報告書**が必要です。これは学校から受け取ることができます。また倉敷市のHPからもダウンロードできます。

【倉敷市ホームページ>市の組織>倉敷市教育委員会>保健体育課>学校保健>インフルエンザ罹患報告書】

2. 日本スポーツ振興センターの災害共済制度について

学校管理下でけがをしたり、特定の疾病になったりして医療機関で治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられます。該当する方は、手続きに必要な書類をお渡しするので、学校まで連絡してください。

(諸注意)

- ・給付対象は、初診から治療が終了するまでに、窓口で1,500円以上支払った場合に限りです。
- ・災害発生日から2年以上経過すると時効となり、手続きが行えません。
- ・歯の矯正治療代、松葉杖のレンタル料等の医療保険適用外の費用については支給されません。